

事務連絡
令和3年2月18日

各都道府県私立学校主管課 御中

文部科学省高等教育局私学部私学助成課

令和2年度及び令和3年度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立高等学校等施設高機能化整備費（防災機能強化施設整備事業等）））の事業募集における建物種別単価について

日頃より、私立学校施設整備に御尽力いただきありがとうございます。

「令和2年度及び令和3年度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立高等学校等施設高機能化整備費（防災機能強化施設整備事業等）））の事業募集について（依頼）」（令和3年1月13日付け2高私助第31号。以下「募集通知」という。）の別紙2「令和2・3年度私立高等学校等施設高機能化整備費（防災機能強化施設整備事業（耐震改築工事））の申請について」別添1において後日連絡することとしていた令和3年4月1日以降に契約予定の事業の建物種別単価については、別添のとおりとなりますのでお知らせします。

今後、募集通知に基づき防災機能強化施設整備事業（耐震改築工事）に係る計画調書の提出を行う場合、別添の建物種別単価に基づき建物工事費を算定いただきますようお願いします。また、既に防災機能強化施設整備事業（耐震改築工事）に係る計画調書の提出を行った法人におかれましても、別添の建物種別単価に基づき建物工事費を算定の上、計画調書を再提出いただきますようお願いします。

つきましてはお忙しいところ誠に恐縮ですが、このことについて所轄の私立学校（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚園及び幼保連携型認定こども園は調査対象外））に周知いただきますとともに、防災機能強化施設整備事業（耐震改築工事）に係る計画調書を取りまとめの上、御提出いただくよう願います。

【提出先及び問合せ先】

文部科学省高等教育局私学部
私学助成課助成第二係 青山、望月、水垣
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
TEL：03-5253-4111（内線2746）
FAX：03-6734-3396
E-mail：josei2@mext.go.jp

耐震改築工事の補助単価等

(1) 耐震診断費及び建物撤去費等

耐震診断費、実施設計費、工事管理費、建物撤去費及び仮設建物費については、それぞれ補助対象範囲に係る経費を計上する。

なお、経費は、原則として、競争入札による契約額又は契約予定の応札額とし、必要に応じて合理的方法により按分等を行いながら補助対象範囲に係る額を算定する。

(2) 建物工事費

建物工事費は、下式によって算定した額（「建物工事費算定額」という。）と実際の建物工事費（補助対象範囲に係る建物整備及び建物周辺整備の合計額）のうち、いずれか小さい額とする。

なお、経費は、原則として、競争入札による契約額又は契約予定の応札額とし、必要に応じて合理的方法により按分等を行いながら補助対象範囲に係る額を算定する。

建物工事費算定額 = 一般工事費 + 特殊工事費

一般工事費 = 新棟のうち補助対象面積×一般工事単価

一般工事単価 = 建物種別単価×地域別補正係数+補正単価

特殊工事費 = 立地条件や関係法令など、個々の建物の実情に応じて必要となる工事を項目ごとに積み上げた額の計

ア. 建物種別単価

建物種別単価は、当該施設の整備目的及び利用計画等により選定することとし、対象区分又は対象施設が複数にわたる場合は、それぞれ面積及び単価を区分して算定する。

令和3年4月1日以降に契約予定の事業

（単位：千円／㎡）

| 対象区分 | 対象学校・施設（例） | 構造 | 建物種別単価 (100%地区) | |
|-------------------|---------------------------|--------|--------------------|-------|
| A. 校舎 図書 宿舎 | 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期） | R | 209.0 | |
| | 高等学校、中等教育学校（後期）、特別支援学校 | R | 216.2 | |
| B. 屋内運動場 | 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期） | R | 221.5 | |
| | | S | 199.9 | |
| | 高等学校、中等教育学校（後期）、特別支援学校 | R | 213.0 | |
| | | S | 199.6 | |
| C. 講堂 | 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期） | R | 282.2 | |
| | 高等学校、中等教育学校（後期）、特別支援学校 | R | 281.4 | |
| D. 支援施設 | 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期） | 福利施設 | R | 196.4 |
| | | 課外活動施設 | R | 187.8 |
| | 高等学校、中等教育学校（後期）、特別支援学校 | 福利施設 | R | 195.9 |
| | | 課外活動施設 | R | 187.3 |

※屋内運動場について、鉄筋コンクリート造（R造）と鉄骨造の混合構造の場合、上表のRの建物種別単価を用いること。

イ. 地域別補正係数

| | |
|---------|--|
| 屋内運動場以外 | 105%地区：北海道、沖縄県 100%地区：105%地区及び95%地区以外の都府県 95%地区：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県 |
| 屋内運動場のみ | |
| | |

ウ. 補正単価

小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校については、下表の①区分に該当する場合は、建物種別単価に②特別加算率を乗じて算定した補正単価を加算する。

(100円未満四捨五入)

$$\text{補正単価} = \text{建物種別単価} \times \text{特別加算率}$$

| ① 区分 | | ② 特別加算率 | | | | | | |
|--|--|---------|----------|--------|--------|-------|---------|--------|
| A | 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合 | 5/100 | | | | | | |
| B | へき地教育振興法施行規則（昭和34年文部省令第21号）第3条に基づく1級から5級のへき地学校の場合 | 5/100 | | | | | | |
| C | 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域に所在する場合 | 10/100※ | | | | | | |
| D | 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する区域に所在する場合 | 28/100 | | | | | | |
| E | 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条に規定する区域に所在する場合 | 116/100 | | | | | | |
| F | 公害（環境基本法（平成5年法律第91号）第2条第3項の公害をいう。）の被害校の建物で教育環境上著しく不適当なものの改築を行う場合 | 8/100 | | | | | | |
| 1. 当該事業がAからEまでの区分の2以上に重複して該当する場合においても、重複して特別加算率は加えられない。 2. 1に掲げる区分以外に重複して該当する場合は、特別加算率を加えられる。 3. ※印の率について、下表に掲げる特定の離島については、その加算率とする。 | | | | | | | | |
| 地域名 | 離島名 | 加算率 | 地域名 | 離島名 | 加算率 | 地域名 | 離島名 | 加算率 |
| 北海道 | 奥尻島 | 22/100 | 中国 九州 | 隠岐島 | 16/100 | 沖縄 | 宮古島 | 14/100 |
| | 利尻島 | 30/100 | | ----- | ----- | | 石垣島 | 14/100 |
| | 礼文島 | 30/100 | | ----- | ----- | | 上記以外の離島 | 26/100 |
| 関東 | 大島 | 20/100 | ----- | 五島列島 | 14/100 | ----- | ----- | ----- |
| | 三宅島 | 42/100 | ----- | 対馬 | 18/100 | | | |
| | 八丈島 | 52/100 | ----- | 壱岐 | 12/100 | | | |
| | ----- | ----- | 種子島 | 20/100 | | | | |
| ----- | ----- | ----- | 大隅諸島 | 20/100 | ----- | ----- | ----- | |
| 備考：これらの離島と立地条件等が近似している近隣諸島を含む。 | | | | | | | | |

エ. 特殊工事費

建物種別単価は、標準的な場合の単価を計上しているため、立地条件や関係法令など、個々の建物の実情に応じて必要となる工事費（特殊工事費）については、実費を計上する。

具体例：

地盤改良：地震時の液状化対策として、地盤改良を行う場合。

敷地造成：敷地の状況により、掘削や切土、あるいは盛土を行う場合。

山留め：根切り工事の際に、周囲地盤の崩壊を防ぐため、山留めを行う場合。

杭：杭打ちを行う場合。

不用土処分：敷地造成や掘削など工事で発生した不用土を敷地外で処分する場合。

受変電設備：受変電設備を要する場合。

エレベーター：障害のある生徒等が安全かつ円滑に校内を移動するために必要な場合。

建物撤去費：補助の対象となる既存建物を取り壊す際にかかる費用。

仮設建物費：耐震改築工事の実施に伴い必要となる仮設建物の整備にかかる費用。